

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東近江市消防団員等公務災害補償条例（平成17年東近江市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。